

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3212号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp>

赤城山北面山麓の牧場風景（群馬県昭和村）

平成時代に情報の受発信のコストが劇的に低下した。その結果、初期のメールの急速な普及に始まって、いまやSNSのユーザーは小学生にも広がっている。情報をめぐる環境の変化は農業にも及んでいる。農業経営も情報の発信力が問われる時代になったと言つてよい。かつては農協を通じて市場に出荷することで、農業経営の仕事は完了していた。むろん、現在もこのパターンは生きている。けれども、これに加えて、自分達で農産物を販売する取り組みも拡大している。この場合のポイント、自身の農産物の特色を情報として発信する点にある。

食べ物は、したがって農産物は経験財の典型だとされてきた。経験財とは、一度使ってみれば好みに合うか否かがわかる商品のことを言う。食べれば判断できるから経験財というわけだ。この点は今も変わらない。しかし、現代の日本の農産物には、信用財としての側面も強まっている。信用財とは、信頼できる情報を確保することで、使つか否かを判断す

るタイプの商品やサービスで、医者が例とされることもある。名医が数医者かは、素人の患者には識別できないからだ。

農産物にも情報なしには判断できない面がある。例えば農場が自然環境の保全にしっかりと取り組んでいる場合も、農産物の姿にそれが反映されるわけではない。少なくとも、普通の消費者には識別できない。最近になって政策による本格的な後押しが決まった有機農業についても、農産物自体から判別することは難しい。だからこそ、農業側の情報発信に期待が寄せられているのである。いまやオンラインで農場の様子を伝え、農産物への関心を高めることも可能になった。

近年の農業経営には、こうした情報の受発信による消費者との交流から充実感を得ている事例が少なくない。農場の取り組みがリアルに伝わることは、都会の人々の農村社会への思いにも結びつく。さらに就農の契機となるケース、すなわち情報の交流が人的なつながりに発展するケースにも注目したい。

コラム

農産物をめぐる情報発信

福島大学教授・食農学類長

生源寺 真一

もくじ

● ● ● ● ● ●
随 情 情 政 活

想 報 報 策 動

自由民主党総務部会関係合同会議に汐見会長代行が出席	 (2)
所有者不明土地法の改正について	 (3)
国土交通省 土地政策審議官グループ 土地政策課	 (3)
国政情報	 (8)
町村ご当地キャラしまん	 (9)
第2次香美町総合計画に向けて	 (11)
兵庫県香美町長 浜上 勇人	 (11)

写真キャプション

昭和村は赤城山麓に広がる村で、こんなに早くと高原野菜などの産地として知られる。村一番の魅力といえば、豊富な野菜と豊かな自然、上信越の山々を望む雄大な景色。群馬県北部にある昭和村で育てた黒毛和種のブランド牛も有名である。牛舎は標高約500m以上に位置し、このあたりの高原には一面レタス畑が広がり、風光明媚な風景を一望できる。

地 方 六 団 体

自由民主党 総務部会関係合同会議に
汐見会長代行が出席

出席した地方六団体代表



自由民主党は8月24日、党本部で総務部会関係合同会議を開催し、令和5年度予算概算要求及び税制改正をとりまとめるにあたり、地方六団体等からヒアリングを行った。本会からは汐見明男副会長・会長代行(京都府井手町長)が出席した。

寺田総務大臣からは、来年度、総務省は地域課題の解決を通じた持続可能な地域社会の実現のため、「デジタル変革への対応、グリーン化の推進、活力ある地域づくり」等の5つの柱に沿ってとりまとめた18の重点施策を踏まえて概

地方六団体を代表して、平井伸治全国知事会長(鳥取県知事)は、新型コロナウイルス感染症への対応について、「全数把握の見直し」等事務負担の軽減、緊急包括支援金の確保をはじめとする各種財政措置等、早急に実効的な対策を行うことを求めた。

また、デジタル田園都市国家構想の推進について、「デジタル田園都市国家構想交付金」の安定的な予算枠の確保・拡充を求めるとともに、デジタル人材の確保、情報通信基盤の確保等の支援を求めた。

算要求を行うとの発言があった。

地方財政についても、地方が持つ地域課題に対応でき、行政サービスを安定的に提供できるよう「骨太の方針2022」を踏まえた一般財源総額の確保に取り組むと述べ、総務省関係予算全般にわたる支援と協力を求めた。

※地方六団体の「主要要望項目」については、全国町村会HP (<https://www.zc.or.jp>)をご覧ください。



▲会議に出席した汐見会長代行



▲発言する寺田総務大臣

政 策

所有者不明土地法の改正について

国土交通省 土地政策審議官グループ
土地政策課

1 はじめに

我が国では、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地の増加が見込まれています。所有者不明土地は、公共事業や民間主体による開発事業の実施に際し、土地所有者の探索等に多大な時間・費用を要するなど、円滑な土地利用の支障となっているところです。また、所有者による自発的な管理が行われる蓋然性が低い土地であり、適正に管理されないまま放置されることにより、土砂の崩落等の災害や害虫の発生等の悪影響の要因となります。

こうした課題に対応するため、今後、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法）の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月9日に公布されました。今後、公布から6月以内に施行されることになります。（資料1）

本稿では、今回の改正内容のほか、改正を契機とし、市町村も構成員に加わっていただく形で設立した「土地政策推進連携協議会」をご紹介します。

改正の背景・経緯



国土交通省

資料1

- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行
- 今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題

H30. 1 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議 立ち上げ

＜官房長官（主宰）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、復興大臣＞

H30

所有者不明土地法 制定

- ・地域福利増進事業の創設
- ・土地収用手続の合理化・円滑化
- ・所有者探索のための公的情報の利用等の特例

附則 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※その他、関係法律として、
①農業経営基盤強化促進法等の改正 ②森林経営管理法の制定 も実施

R元・2

土地基本法 改正（R2）

- ・土地の「適正な管理」を土地政策の基本理念として明確化
- ・土地所有者等の責務を規定

※その他、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の制定（R元）、国土調査法等の改正（R2）も実施

R3

民事基本法制の見直し

- ・【民法・不動産登記法等 改正】相続登記の申請義務化／管理不全土地管理制度の創設
- ・【相続土地国庫帰属法 制定】相続土地国庫帰属制度の創設

R3. 6 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（関係閣僚会議決定）

所有者不明土地法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、
…国土審議会において制度見直しの内容を本年中目途でとりまとめ、次期通常国会に必要な法案を提出する

所有者不明土地法の一部を改正する法律（令和4年4月27日成立、5月9日公布、公布後6月以内施行）

政 策

2 所有者不明土地法の改正

平成30年に、所有者不明土地の利用を円滑化することに主眼を置いて、所有者不明土地法が制定されました。同法では、一定の条件を満たす所有者不明土地について、地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる公益的な事業（地域福利増進事業）のために利用することを可能とする制度や、公共事業のために収用する際に、収用委員会の審理手続を省略し、収用手続の合理化・円滑化を図る制度（土地収用法の特例）が創設されました。また、土地所有者の探索を合理化するため、固定資産課税台帳等の情報の利用・提供を可能とする制度も創設されました。

一方、人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行しており、今後、所有者不明土地のさらなる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題となっています。

このため、今般、所有者不明土地法を改正し、所有者不明土地の「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」について対応を図るとともに、これらの取組を支える「推進体制の

強化」のための措置を講じることとなりました。主な改正内容は次のとおりです。

①所有者不明土地の利用の円滑化の促進

所有者不明土地を公益性の高い事業に活用する地域福利増進事業等の制度について、より使いやすくなる改正を行いました。

①対象土地の拡大

地域福利増進事業等の対象となる土地は、これまで、所有者不明土地のうち、更地又は物置等の簡易建築物が存在している土地に限られていました。今回の改正では、老朽化した空き家等、利用が困難でないことが確実であると見込まれる建築物が建っている場合でも、地域福利増進事業等の対象となることとなりました。（資料2）

②対象事業の追加

地域福利増進事業の対象事業は、広場や公民館を整備する事業等が規定されています。今回の改正では、それらに加え、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設や、地域住民等の共同

の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合する再生可能エネルギー発電設備を整備する事業についても、対象事業に追加しました。

③事業期間の延長

地域福利増進事業の事業期間は、これまで、10年（延長可能）とされていました。今回の改正では、政令で定める一部の事業を民間事業者が

実施する場合には、20年（延長可能）としました。

(2)所有者不明土地の管理の適正化

法目的に「管理の適正化」を新たに位置付けるとともに、管理不全状態の所有者不明土地に対して取り得る手段を充実させました。（資料3）

法適用対象となる土地の拡大

国土交通省

現行

- 更地の所有者不明土地か、補償金の算定が容易な物置等の簡易な構造の建築物が存する所有者不明土地に限定



今回追加

- 朽廃した空き家や工場の建屋等の建築物※が存する所有者不明土地を追加

※ その利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して定める基準に該当するもの



今回対象に追加する建築物のイメージ

管理不全土地の例

国土交通省



以前は家屋があったが、火災により焼失し、現況は瓦礫として放置（建築物ではない）結果として、雑草の繁茂や不法投棄も併せて発生



当該土地は高台に位置しており、強風・豪雨等の際には、瓦礫や柵等の落下が懸念されており、低地の住民にとっては非常に危険な状況

政 策

① 勧告・命令・代執行制度の創設

所有者による管理が実施されず、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれる所有者不明土地（管理不全所有者不明土地）について、その周辺における災害の発生や著しい環境の悪化を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行を可能とする制度を創設しました。市町村長は、管理不全所有者不明土地の所有者の全部が不明な場合であっても管理の適正化のための代執行を行うことができ、所有者の一部が不明な場合についても、まず判明している所有者に対して必要な措置を講ずるよう勧告・命令を行い、措置が講じられない場合に代執行を行えることとなりました。

② 民法の管理不全土地管理制度の特例

令和3年の民事基本法の見直しにより創設された管理不全土地管理制度は、管理不全土地により他人の権利等が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、利害関係人が、裁判所に管理人の選任及び管理人に対する管理命令を請求することができる制度です。今回の改正では、管理不全所有者不明土地について、その周辺における災害の発生や著しい環境の悪化を防止するため、市町村長が、利害関係の有無を問わず裁判所に請求をすることを可

能とする特例を創設しました。

③ 土地所有者の探索に必要な情報を利用・提供できる制度の拡充

これまででは、地域福利増進事業等の実施の準備のために限り、土地所有者の探索のための固定資産課税台帳や農地台帳等の情報の利用・提供が可能でした。今回の改正では、所有者不明土地の管理の適正化のための①の勧告や②の請求等の実施の準備のため必要がある場合についても、固定資産課税台帳等の情報の利用・提供を可能としました。

(3) 所有者不明土地対策の推進体制の強化

所有者不明土地対策の実効性を確保していくためには、それぞれの地域の実情に応じ、市町村をはじめとする地域の関係者が一体となった対応が必要です。このため、推進体制の強化を図るための制度を整備しました。

① 計画の作成及び協議会の設置

市町村が、所有者不明土地対策に関する計画を作成することができる制度を創設するとともに、計画の作成や施策の実施に必要な協議を行うため、後述の推進法人や地域の専門家を構成員とする協議会を設置することができる制度を創設しました。併せて、計画に基づく事業等を支援するための補助制度を創設し、令

資料4

管理不全状態の解消を図るための代執行制度等の創設

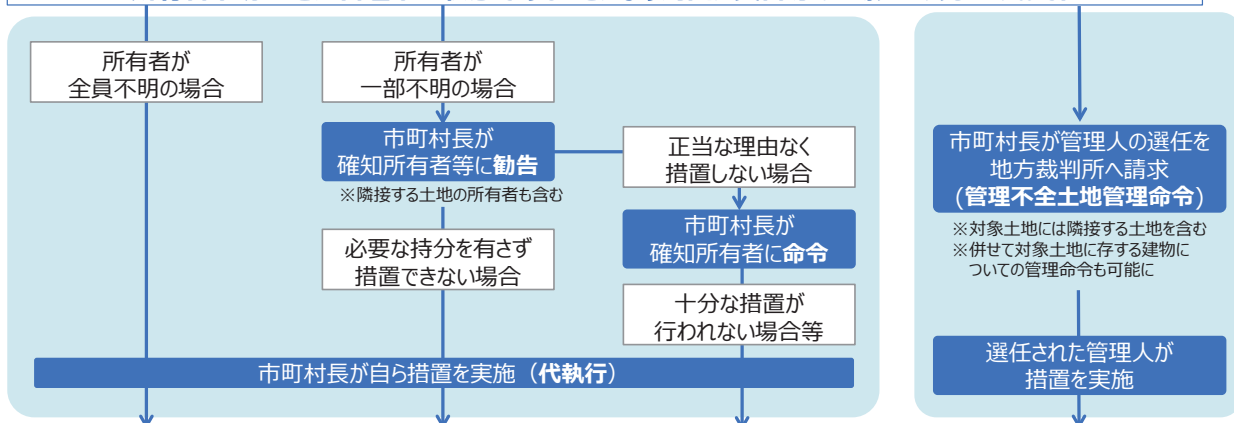


行政的・民事的措置の両面から、管理不全土地対策に取り組む市町村長の取り得る手段を充実

- ① 市町村長が直接対応することを可能とする勧告・命令・代執行を行うことができることとする
- ② 民法改正により創設された管理不全土地管理命令を市町村長が請求できることとする

（注）多数の人命や財産に影響を及ぼす災害等の防止は、個別規制法（宅建法等）による措置や公共事業（急傾斜地崩壊対策事業等）により対応

所有者不明土地が管理不全状態であることにより周囲に災害等の悪影響の発生のおそれ



所有者不明土地の管理不全状態が解消

上記の勧告等の準備のため、土地所有者の探索に必要な公的情報※の利用・提供を可能とする

※（例）固定資産課税台帳、地籍調査票、農地台帳

政 策

和4年度予算においては、約7、100万円を措置しました。加えて、補助制度の対象となる費用のうち、地方公共団体負担分については特別交付税措置の対象としました。

②所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定

地域において所有者不明土地等に関する課題の解決に向けた活動を行うNPO等について、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として市町村長が指定可能な制度を創設しました。推進法人は、公的な信用力が与えられた者として、所有者不明土地等の利活用希望者や適正な管理のための所有者に対する情報提供・相談、低未利用土地等の利用促進のための事業等を実施するとともに、市町村長に対し、①の計画の作成の提案や、②③の管理不全土地管理命令等の請求の要請を行うことを可能としています。

③国土交通省職員の派遣の要請の拡充

これまで、市町村長は、所有者の探索に関する専門的な知識の習得のために、国土交通省職員の派遣を要請することができました。今回の改正では、新たな制度を円滑に活用できるよう、所有者不明土地の管理の適正化を図るための措置や計画作成等のために必要な場合にも、派遣を要請することを可能としました。

今回の改正法の施行日は、原則として公布後6月以内であり、②③の管理不全土地管理命令の特例等については、令和5年4月1日です。

新たな制度活用の参考としていただけよう、今後、今回の改正を踏まえたガイドライン等を作成することを予定しています。

3 土地政策推進連携協議会の開催

所有者不明土地対策については、平成31年に、地方整備局、法務局、都道府県、関係士業団体を構成員とする「所有者不明土地連携協議会」が全国10地区において設立されました（事務局：地方整備局）。これまで、年2回程度開催し、所有者不明土地法や法務局の取組に関する説明会、土地所有者等の探索に関する講習会、学識経験者による所有者不明土地問題の現状に関する講演会等を実施してきました。

国土交通省では、この所有者不明土地連携協議会について、今回の改正に併せて、人口減少時代における地域づくりを支える新たな「プラットフォーム」として、体制、活動内容を充実させることとしました。所有者不明土地対策のみならず、官民が一体となって土地や地域づくりの

課題解決を目指すため、今般、名称を「土地政策推進連携協議会」へと変更し、構成員として市町村等にも新たにご参加いただき、令和4年5月より各地区において順次活動を開始しているところです。

今後は、以下のような活動により、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支援することを予定していますので、市町村におかれてもぜひ積極的に参加いただきたいと考えています。

- 今回の所有者不明土地法改正により創設された制度の運用の支援
- 空き地活用の事例紹介など低未利用土地の利活用の推進、空き家対策、管理不全土地対策等を図るための情報提供
- 用地業務や地籍調査の推進につながる情報提供
- 市町村職員等に対する相談窓口の設置や民間団体と連携した相談会の開催等

4 おわりに

国土交通省では、今回措置された制度について、市町村をはじめとする地域の関係者が積極的に活用することができるよう、ガイドラインの作成や、土地政策推進連携協議会等

を通じた周知説明を行っているところです。ご不明点や土地政策推進連携協議会へのご参加等については、国土交通省土地政策課・公共用地室又は各地方整備局用地部までお気軽にご連絡ください。また、関連情報はHPでも公開しています。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

所有者不明土地問題は、一朝一夕に解決できるものではなく、地域における中長期的な取組が必要不可欠です。また、今後も制度の見直しについて不断に検討を加えていくべきだと考えております。全国町村会をはじめ、関係市町村の皆さまにあっては、所有者不明土地対策について引き続きのご理解・ご協力をお願いいたします。

●お問合せ先
担当課：

国土交通省土地政策審議官
グループ土地政策課

電話番号：

03-5253-8292

情 報

令和4年度 市町村長特別セミナー「地域経営塾」のご案内

全国市町村国際文化研修所 共催：総務省、内閣府、一般財団法人地域創造

全国市町村国際文化研修所(JIAM)では、市区町村長・副市区町村長及び部長級職員の皆様を対象に、市町村長特別セミナー「地域経営塾」を開催します。

本セミナーでは、芸術文化・人材育成・観光など、地域の特性を活かしたまちづくり・地域づくりにおける市町村の役割などについて、「地域経営」に関連する様々な分野でご活躍の講師にご講演いただきます。

日 程

令和4年10月27日(木)～10月28日(金) (2日間／宿泊：JIAM内)

会 場

全国市町村国際文化研修所 (JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分)

講 演

本気の文化によるまちづくり

劇作家・演出家／芸術文化観光専門職大学学長 平田 オリザ 氏



地域自立応援施策の動向

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

地方創生をめぐる最近の動向

内閣府地方創生推進室

ミニコンサート

マリンバ・
打楽器奏者

宮本 妥子 氏



マリンバ 後藤 ゆり子 氏



人材育成と組織マネジメント (オンライン)

株式会社職業能力研究所 代表取締役 大久保 幸夫 氏



令和時代の自治体と首長～地域と役所の経営～

元復興庁事務次官／市町村職員中央研修所学長 岡本 全勝 氏



受講料

6,900円

定 員

40人 (定員を大幅に超えた場合は、抽選とさせていただきます。)

申込期限

令和4年9月30日(金)

【お問い合わせ】

(公財) 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 (JIAM) 教務部
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 電話 (077) 578-5932 FAX (077) 578-5906
e-mail : kenshu@jiam.jp ホームページ <https://www.jiam.jp>

国 政 情 報

◎農泊の情報プラットフォーム構築など報告―農泊推進研究会

農林水産省は8月4日、第2回多様な地域資源の更なる活用に関する農泊研究会を岩手県遠野市で開催した。研究会では、農水省が「農泊の情報プラットフォーム機能の充実」と題して取組状況を報告した。農泊情報プラットフォーム構築により農泊に関する情報を一覧化し、旅行商品造成、農泊予約を促進する必要があるとし、一般旅行者向けには既存OTA(オンライン・トラベル・エージェント)を活用、旅行事業者向けには農泊地域協議会と旅行事業者との情報・連絡機能を新規に構築するとした。その上で、プラットフォーム構築に向け、2022年度は旅行事業者向け機能のモデルを構築し、23年度は同機能を検証・確定、24年度以降は農泊情報プラットフォームの構築・本格運用を目指すとの方針を示した。次いで、「アルベルゴ・ディフーズ(イタリアの新地域づくり)の日本における地域認定」(上山康博(株)百戦錬磨社長、「物販を活用した安定的な収益確保の取組み」(遠野ふるさと体験協議会)をテーマに発表が行われた。

◎空き家対策で市町村の行政代執行140件―国土交通省

国土交通省は8月10日、市町村における空き家法の施行状況を発表した。今年3月31日現在、空き家対策計画は1,397団体(80%)で策定、法定協議会は947団体(54%)で設置している。また、法施行から21年度末までに実施された特定空家等に対する措置は合計3万3,943件に及び、内

◎Jークレジットの認証対象期間を16年間に延長―農林水産省

農林水産省は8月10日、Jークレジット制度の森林管理プロジェクトの制度見直しを発表した。Jークレジット制度は、省エネ設備の導入や森林経営によるCO₂など温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国(農水省、環境省、経済産業省)が認証する制度。うち、森林分野(森林管理プロジェクト)では、市町村に認定された森林経営計画に沿って施業された森林(森林経営活動)と森林でない土地(2012年時点)への植林(緑林活動)の2つが対象で、森林による吸収量をクレジットとして認証申請できる。

今回の改正では、プロジェクトの認証対象期間を最大16年間(原則8年間)に延長するほか、造林未済地を対象に所有者以外等が再造林する場合に最大16年生に達するまでの

吸収量を認証申請できる方法論を新設した。このほか、①認証される追加要件の見直し②伐採木材の炭素固定量のクレジット化③プロジェクト対象区域内の天然生林の吸収量算定対象への追加④1990年以降の施業履歴の確認1等が改正された。

◎感染症の病床確保へ都道府県が医療機関と協定―厚生労働省

厚生労働省は、感染症に対応する医療機関の抜本的拡充に向けた感染症法改正の「方向性」を8月19日の社会保障審議会医療保険部会に提示した。新型コロナウイルス感染症拡大で病床確保が困難となる事例が発生したことを踏まえ、平時に都道府県と医療機関が新興感染症に対応する病床を提供する「協定」を結ぶ仕組みを法定化し、感染症危機発生時には同協定に従い医療を提供する。このため、履行の確保を促す措置を設けるなど、国・都道府県により強い権限を持てるよう法律上の手当ても行う。

具体的には、①都道府県は国の基本指針に基づきまん延時の医療提供体制確保の数値・目標(病床、発熱外来・診療、後方支援、人材派遣、等の計画を平時から策定②公立・公的医療機関、特定機能病院等には病床や外来医療確保の協定締結を義務化③感染流行初期の事業継続確保のため医療機関の減収補償の仕組みや都道府県知事の勧告・指示の創設1等を盛り込む。

◎39市町村が公立社会教育分野を首長が管理執行―文部科学省

文部科学省は8月23日、教育委員会の現状調査(2020年度)を発表した。首長と教育委員会の連携を図るための総合教育会議は20年度1年間に都道府県・政令市は平均1.8回、市町村は平均1.4回開催。施設整備やいじめ防止対策などを協議していた。また、教育長を公募で選任している

団体が北海道浜中町や徳島県東みよし町など9団体あったほか、教育委員を40団体が公募していた。このほか、地域住民の意向を反映させるため教育委員会会議を土・日曜日に開催(都道府県・政令市、市町村ともに3%)などの工夫も行っている。

また、社会教育関係事務等を条例で首長が管理・執行できるが、スポーツ分野は都道府県・政令市44団体(66%)、市町村218団体(13%)、文化分野は都道府県・政令市32団体(49%)、市町村171団体(10%)、公立社会教育分野は都道府県・政令市9団体(13%)、市町村39団体(2%)で首長が管理・執行している。

◎自治体の橋梁等の修繕着手がなお低水準―国土交通省

国土交通省は8月24日、橋梁等の2021年度点検結果を発表した。道路法改正(2013年)で、道路管理者は全ての橋梁・トンネル等の点検が義務付けられている。

橋梁・トンネル等の2巡目(19・21年度)の点検実施は橋梁61%、トンネル53%、道路附属物等60%だが、1巡目点検で緊急措置すべきとされた橋梁の修繕着手率は65%、完了率は46%の低水準にとどまっている。さらに、次回点検(5年以内)に措置すべきとされた橋梁のうち5年以上経過しても着手できていないものが約3割もあった。なお、国道の着手率は91%、完了率は53%だった。また、道路舗装(重要物流道路等)は21年度に1巡目点検が終了したが、修繕段階の舗装延長は国道約7,000キロメートル、都道府県・政令市道は約1万1,000キロメートルで、うち修繕等に着手したのは国道17%、都道府県・政令市道19%と舗装修繕も低水準にとどまっている。

(ジャーナリスト 井田 正夫)

町村

ご当地キャラじまん

Vol.103

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。

中ブロック



滋賀県多賀町

静岡県森町

大阪府忠岡町

森町のPR活動を行っている「コモコモ」。なぜキャラと言われているか、全身毛でおおわれていて、優しい目と湿った鼻がついていて、口は見えないけれど、よくおしゃべりをしたりしています。主に、『遠州の小京都 森町プロモーション大使』のメンバーとして、ほかの大使7人とともに、インスタグラムで活躍。また、「森町体験の里アクティ森」では、スマートフォンを使ったデジタルスタンプラリーを実施。複数あるマーカースタンドで「コモコモ」を探し出して記念撮影し、3カ所クリアしたら記念品がもらえるというもので、「コモコモとお友だちになれる!」と、多くの方々に楽しんでいただいています。「コモコモ」はこれからも、SNS等を活用しながら、森町の魅力を発信していきます。

コモコモ

森町PRキャラクター



森町PRキャラクター「コモコモ」は、遠州の小京都・森町のPR活動を行っているキャラクターです。全身毛でおおわれていて、優しい目と湿った鼻がついていて、口は見えないけれど、よくおしゃべりをしたりしています。主に、『遠州の小京都 森町プロモーション大使』のメンバーとして、ほかの大使7人とともに、インスタグラムで活躍。また、「森町体験の里アクティ森」では、スマートフォンを使ったデジタルスタンプラリーを実施。複数あるマーカースタンドで「コモコモ」を探し出して記念撮影し、3カ所クリアしたら記念品がもらえるというもので、「コモコモとお友だちになれる!」と、多くの方々に楽しんでいただいています。「コモコモ」はこれからも、SNS等を活用しながら、森町の魅力を発信していきます。

静岡県森町

多賀町マスコットキャラクター

たがゆいちゃん

滋賀県多賀町



4月22日生まれ。人とのふれあいが大好きな永遠の5歳。得意技は「ゆいちゃんスマイル」。趣味は、寺社めぐりと植物観察で、特にお花が大好き。「糸切餅」「多賀そば」「鍋焼きうどん」が大好き。

巫女さんをモチーフとしたマスコットキャラクター。「ゆい・多賀門」の髪飾りをつけ、手には町の花・ササユリを持っていて、多賀町の象徴ともいえる多賀大社を代表する町の魅力をわかりやすく表現したキャラクターです。2011年10月には、多賀町の天文台「ダイニックアストロパーク天究館」の研究員によって1996年に発見された小惑星に「tagayui-chan」と命名されたことが発表され、大きな話題となりました。2015年4月には、町制60周年を記念して、「たがゆいちゃん」を住民登録し、特別住民票も交付されるなど、町の誰からも愛されている「たがゆいちゃん」。多賀大社の祭事をはじめ、町の各種イベントや全国のご当地キャライベント等にも積極的に参加。いつも笑顔で、人の心と心を結ぶ「幸せ」を応援しています。

ただお課長

忠岡町 町長公室 日本一元氣課 課長

大阪府忠岡町



忠岡町の誕生日と同じく、10月1日生まれ。年齢不詳。やんちゃでがんばり屋、負けず嫌いで好奇心旺盛。目立ちたがり屋でもある。特技は、みんなを元気にさせること。ご近所づきあいが大好きで、約17,000人の忠岡住民とお友だち。

「ただお課長」は、面積が3・97kmと日本一小さな町である忠岡町の公式キャラクターとして、2011年10月1日に誕生しました。泉州が誇るだんじりをモチーフにしたキャラクターで、法被に白パッチ、手につちわを持つという祭衣装で、頭にはだんじりを模した帽子を被り、何事にも好奇心旺盛、元氣いっぱい、の明るい性格です。好きな言葉は、『夢』『希望』『感動』なのだとか。町長から「町長公室 日本一元氣課長を命ずる」と辞令交付され、職員とともに試行錯誤しつつ、地域住民の方々に愛されるよう、さまざまな町内行事や、近隣のイベントにも張り切って参加しています。これからも元気に活躍する「ただお課長」が町のシンボルとなり、忠岡町のネームバリューを底上げしていきます。

2022年（令和4年）9月5日 10

次回募集は令和4年10月から開始

生命 医療 収入補償 保険のご案内

全国町村会は、**町村等職員の厚生に資することを目的として**、**本会と生命保険会社で団体契約を結び、「任意生命保険」、「任意医療保険」、「任意収入補償保険」を実施しております。**ぜひ、**この機会にご加入をご検討ください。**

『町村等職員だからこそ』受けられるメリットがあります

任意生命保険・任意医療保険・任意収入補償保険（共通）

○ 団体割引による低廉な保険料

「任意生命保険」 申込保険金額1,000万円当たりの負担額（例）

任意生命保険		月払掛金	低廉な保険料	実質負担金額 (※)
男性	22歳	1,180円	配当加味 ×83.5% (※)	985円
	30歳	1,180円		985円
	36歳	1,380円		1,152円
	41歳	1,730円		1,445円
女性	22歳	790円		660円
	30歳	790円		660円
	36歳	1,120円		935円
	41歳	1,310円		1,094円

(※) 月払掛金に直近3年間の平均配当還元率約16.5%を加味した概算金額です

任意生命保險・任意医療保險

- 新型コロナウイルス感染症に対応
- 付帯サービス「N-コンシェルジュ」の魅力

任意生命保險

- 最低保険金額200万円から加入可能
- ご加入キャンペーン特典

任意收入補償保險

- ケガや病気で働けなくなった場合の収入を最大65歳まで長期に補償
- 精神障害も最長24カ月補償

保障（補償）内容のご案内ムービー【各5分】



制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

生命医療 0120-375-696 日本生命

収入補償 0120-500-826 あいおいニッセイ同和損保

※お問合せの際には、団体名「**全国町村会**」をお知らせください

〈受付時間〉月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

随 想

香美町は平成17年当時の香住町、村岡町、美方町が合併した兵庫県北部の町です。私は昭和37年に香住町で生まれました。我が家は二十世紀梨を生産する果樹園芸農家であり、昭和30年代の終わり頃からは観光需要の高まりもあり、夏は海水浴の観光客の皆さまを泊める民宿を始めました。農繁期になると袋かけ作業に多くの人夫さんが泊りこみで来られ、近所の皆さまにもお願いし、大

随 想

第2次香美町総合計画
に向けて

か み はま がみ はや と
兵庫県香美町長 浜 上 勇 人



変にぎやかな家庭だったことをおぼろげに覚えています。全部で1ha以上、4か所の果樹園があり、中には姉や妹弟と過ごすなど、留守番が多かったように思います。今と違って子どももたくさんおり、周辺の子どもたちと野山を駆け巡り自然とともに成長しました。小学校高学年くらいになるとお小遣い欲しさもあり父母に請われて袋かけ作業を手伝ったりもしました。高校卒業後は都会生活への憧れもあり、京都市内のホテルで3年半余り働いていました。が、長男であったこともあり、当時から将来的には家業を継ぐことは決まっておりましたので昭和59年に帰郷しました。帰郷後は消防団員としての活動や商工会や観光協会の青年部員として地元産業に携わる方と積極的に親交を深め農協や漁協等、町内産業に関わる多くの皆さまからさまざまなことを学びました。当時、父は香住町議会議員をしており、我が家は曾祖父の時代から議員を務めておりましたので自然と政治や地方行政にも関心を持つようになりました。特に父は議会や役場での様子を毎日のように夕食を取りながら、その日の出来事等を話してくれていた

ので、町政の動きや課題等、一町民として考えるようになりまし

た。平成8年、病気がちだった父が任期途中で急逝し、当時34歳でしたので大変勇気がいりましたが、次の改選期に町議選に立候補することとしました。その後4期14年、議員を務めましたが後半には合併協議が高まり、数多く行われた合併協議会にも全ての会議の傍聴に参加し、議論の方向を見守っていました。当初は美方郡4町と香住町との5町合併が破談になり、最終的には香住町、村岡町、美方町との3町合併となりました。平成17年、新生香美町としてのスタートとともに新たに香美町議会議員となりましたが、合併直後には条例の整備等、さまざまな課題があり、夜中迄の本会議を開催するなど、多くの負荷がかかったことを覚えています。合併後、しばらくしてから実質公債費比率という新しい財政指標が導入され、香美町は全国フースト7位という不名誉な状況でありましたが、当時の町長の財政健全化への取組によって危機的状況を脱することができました。平成25年、町長選挙に当たり、香美町の政策課題の実現に向けて、議員としての限界を感じてきたこと、また周りの皆さまの助言もあり町長選挙への出馬を決意しました。町長選挙では僅差ながら当選でき、大変有難く身の引

き締る思いがしました。

今後の町政に求められるものは、急速な人口減少と少子高齢化の流れを少しでも抑制すること、衰退する産業を活性化させること、一方で、近年多発する自然災害に対応する防災のあり方については官民協働の考え方が重要になってまいります。ここ2年半にわたるコロナ禍の中で町民生活も大きく様変わりしました。これら刻々と変化し次々に降りかかる諸課題への対応として、私が常に肝に銘じていることは、町の予算は町民の皆さまからお預かりした町民共有の財産であり、私と職員が一緒になって考え振分けをさせていたただいている、町長とはそういう役割である、この視点で町政を運営しなければならぬということです。多くの町民の皆さまのどの部分に注力をするのか、一般財源には限りがあることを念頭に財政運営にも意を用い、将来の香美町の姿をイメージしつつ、幼き頃、曾祖父や父から受け継ぎ一町民として学んだ「実践的な知」を活かし、香美町の将来像である「こどもたちに夢と未来をつなぐ町」として第2次香美町総合計画に掲げた理念の実現に向けて全身全霊で取り組みたいと考えております。

ハロウィン ジャンボ

ラッキー・ハロウィン!

ハロウィン ジャンボ

ミニ

当せんの
チャンス
広がる

5 億円 5 千万円

1等前後賞合わせて
5,000万円
1等3,000万円、
前後賞各1,000万円

1等前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

スマホやPCからの
ネット購入は
こちらから!



宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>



この宝くじの収益金は
市町村の明るいまちづくりや
環境対策、高齢化対策など
地域住民の福祉向上の
ために使われます。



9月21日(水)

発売期間 9月21日(水)~10月21日(金) 抽せん日 10月28日(金)

同時
発売

各1枚 300円

一般財団法人 全国市町村振興協会

2022年 新市町村振興宝くじ